

回覧

令和3年度 市民一斉清掃について（お願い）

■実施日 令和3年6月6日（日）

※時間は自治会ごとに決めていただき、8時30分までに終了してください。

市民生活課 対応の収集物について（散在性のごみ）

連絡先：市役所 市民生活課 生活環境係 52-7936（直通）

- (1) 収集の対象物 金物類・ガラス類・可燃類
- (2) ごみの出し方 袋（ごみ袋・米袋等）に分別して入れ自治会名を記入
- (3) 収集する場所 地区集積所の横（通常の可燃ごみ・不燃ごみの収集場所）

土木建設課 対応の収集物について（土砂・草木）

連絡先：市役所 土木建設課 施設管理係 52-7491（直通）

1. 側溝・水路の清掃について

- (1) 収集の対象物 市道側溝・水路の土砂
- (2) ごみの出し方 麻製土のう袋（土木建設課にて配布）に土砂のみを入れる
※土のう袋は自治会ごとまたは連合自治会ごとに取りに来てください
- (3) 収集する場所 所定の場所
※従来の場所から変更される場合は事前にご連絡ください
- (4) その他 次の蓋上げ機を先着順で貸し出します。
 - ① コンフター（400～600）：9台
 - ② マイティ二人用（450～600）：6台
 - ③ 大型蓋上げ機（～600）：8台 ※（溝蓋適応サイズ）
 ※使用方法を守り、事故のないようにお願いします。

2. 草刈等について

- (1) 収集の対象物 道路の刈り草・木・竹（宅地の刈り草は除く）
- (2) ごみの出し方 袋には入れず集積して置く
- (3) 収集する場所 所定の場所
※従来の場所から変更される場合は事前にご連絡ください
- (4) その他 木や竹など長尺のものは2m程度の長さに切断してください

その他

- (1) 6月6日（日）以外の日を実施される場合はご連絡ください。（実施日・予定参加者数）
- (2) けがをされた場合は、自治会長を通じて次の内容を市民生活課へご連絡ください。
 - ①住所、②氏名、③生年月日、④電話番号、⑤けがの状況